

■ 特殊車両取締りの実施について（報告）

1. 目的

道路法では、幅2.5mまたは長さ12mなど、一定の寸法や重量を超える特殊車両を通行させるには、事前に道路管理者の許可が必要です。

許可なくまたは許可条件に違反して車両を通行させている者に対して、福岡県警東警察署の協力のもと、特殊車両の取締りを実施しました。

2. 実施内容

車両の寸法・重量・特殊車両通行許可証の確認を行い、違反事項があった場合は、運転者へ指導・警告を行いました。

① 実施日

- ・ 令和5年11月28日（火） 9時30分～11時30分
- ・ 令和5年12月5日（火） 9時30分～11時30分

② 実施場所

- ・ アイランドシティ内（福岡市東区みなと香椎2・3丁目）

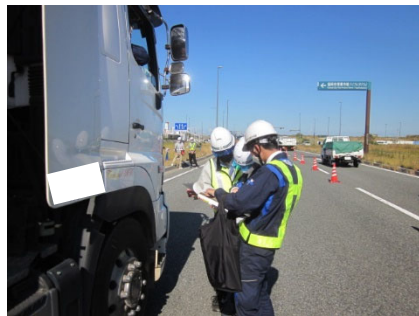
3. 結果

実施日	違反車両台数	引き込み車両台数
令和5年11月28日(火)	5台	9台
令和5年12月5日(火)	3台	17台

4. 風景



規制状況



許可証確認



寸法計測